

## 令和8年度

### 企業内公正採用・人権啓発推進月間啓発物品制作・配送業務委託仕様書

#### 1 業務の名称

令和8年度企業内公正採用・人権啓発推進月間啓発物品制作・配送業務

#### 2 業務の目的

県および市町では、企業の経営者や従業員等が部落差別（同和問題）をはじめとして人権問題についての正しい理解と認識を深め、差別のない明るい職場づくりを推進するため、啓発に努めてきているところである。

しかしながら、依然として、採用選考時において応募者の適性、能力と何ら関係のない質問や身元調査につながる恐れのある不適正な質問が後を絶たない状況にあり、また、企業内での差別事象が発生している。特に昨今では、身元調査につながりかねない SNS 調査が報道等で話題となっている。

こうしたことから、就職差別の撤廃と企業内において部落差別（同和問題）をはじめとする人権研修がより一層充実・強化されるよう、7月を「なくそう就職差別 企業内公正採用・人権啓発推進月間」とし、統一的な啓発行事を実施するため、この趣旨を広く県民に周知するための啓発物品を制作する。

#### 3 啓発の対象

県民

#### 4 業務内容

(1) 啓発物品（啓発ポスター、チラシおよびポリうちわ）の企画制作

##### ① 規格および作成予定枚数

カラー仕上げ・すべて同デザイン

ア) ポスター

B1版（縦仕様） 80枚 コート紙 135K 古紙配合率 70%以上

A2版（縦仕様） 1, 800枚 コート紙 135K 古紙配合率 70%以上

イ) チラシ

A4版（縦仕様） 3, 500枚 コート紙 73K 古紙配合率 70%以上

ウ) ポリうちわ

コンパクトタイプ・白骨 8, 000本

両面印刷、うちわの形状にデザイン調整したものを印刷

材質：再生 PP などグリーン購入法に適合したもの

##### ② 必須記載事項

ア) キャッチフレーズ

イ) 就職差別をなくそう

ウ) 滋賀県・各市町

エ) 滋賀県情報発信シンボルマーク (Mother Lake)

オ) 「なくそう就職差別 企業内公正採用・人権啓発推進月間 7月1日～7月31日」

カ) 採用選考における就職差別にかかるご相談は、お近くのハローワークへ

受付：月曜日～金曜日の8時30分から17時15分まで

(祝日・12/29～1/3を除く)

※滋賀県らしいフレーズ、写真、イラストなどを1点以上取り入れること。

※ゲラ刷りでの校正および色校正は委託者が行うものとする。

※図案を構成する写真、図画、イラスト、ロゴ、キャッチフレーズなどについては、滋賀県が管理するホームページ等に単体または組み合わせて使用できるものとし、制作者は滋賀県に対して写真やデータなど必要な情報の提供に協力するものとする。

## (2) 啓発物品の発送

県が別途提供する送付文と共に梱包のうえ、【別紙】に示す場所に送付すること。なお、各送付部数について、【別紙】のとおり予定しているが、正式な送付部数については、別途通知する。なお、行政区分（No83～101）以外へのポスターの送付については、四つ折りにしての送付は可能とする。

なお、残部は県労働雇用政策課（県庁東館4階）に納品すること。

## 5 成果物

- ・【別紙】指定先および県に納品すること。
- ・電子データに加え、HP 掲載用に PDF に変換したデータを提出すること。（イラストレーターで制作した場合には、イラストレーターCS 6 バージョンでも提出すること。）

## 6 委託期間

契約締結日から令和8年(2026年)6月15日(月)までとする。

## 7 委託料の支払い

委託業務の完了後、一括精算払いとする。

## 8 特記事項

- (1)制作は、あらかじめ県と調整したスケジュールに基づき行うこと。
- (2)制作は、その内容について県と十分協議を行った上で行うこと。
- (3)既製のイラストや、タレント等を使用する場合は、必ず承諾を得てから行うこと。
- (4)業務履行に際し、他の者の著作物を利用する場合は必ず承諾を得ること。万一、著作権上の問題が生じた場合には、委託者に不利益が生じないように受託者においてこれを処理すること。
- (5)本業務で制作したキャラクターやデザイン等については、この委託業務にかかる契約期間満了後についても、特に期限を定めず本県が行う人権啓発事業で使用するため、そのために必要な著作権にかかる手続等については、受託者においてこれを処理すること。また、これにかかる著作権使用料については今回の契約金額に含むこと。
- (6)本業務にかかる物品購入等にあたっては、滋賀県内中小企業者への発注や県産品の活用に努めるものとする。